

令和5年度 事業報告書

自 令和5年4月1日

至 令和6年3月31日

I. 法人の概要

II. 事業の概要

III. 財務の概要

学校法人 精華学園

私立学校法第 47 条に基づく 令和5年度の本法人の事業報告書は以下のとおりになります。

I. 法人の概要

1. 教育目標

精華学園は、設置する高等学校において「社会に必要とされる人材を育成する」ことを目的として、教育目標を『自立・協調・創造』と定め、自分の力でしっかりと行動できる人間、お互いの違いを尊重し相手を思いやり助け合える人間、確実な学力を身につけ柔軟な発想であたらしいものを作ることができる人間の育成に全力で取り組んでいます。

2. 学校法人の沿革

大正15年（1926年）	財団法人精華学園精華実践女学校設立
昭和 4年（1929年）	大阪市港区から阿倍野区に移転
昭和18年（1943年）	精華高等女学校と改称
昭和19年（1944年）	精華高等実業女学校と改称
昭和23年（1948年）	学制改革により精華技芸高等学校と改称
昭和24年（1949年）	学校法人精華学園精華女子高等学校と改称
昭和58年（1983年）	堺市中区辻之に泉北学舎を開校
平成 8年（1996年）	阿倍野学舎は泉北学舎に移転統合 精華高等学校と改称
平成10年（1998年）	男子生徒募集開始し、男女共学校となる
平成13年（2001年）	前期・後期の2学期制を実施
平成14年（2002年）	精華学園フィールドセンター開設
平成17年（2005年）	第2研修館完成
平成22年（2010年）	西広場開設
令和 2年（2020年）	E-room 開設
令和 3年（2021年）	全館 ICT 化（GIGA スクール構想）完了
令和 4年（2022年）	新コース制度（5 コース）スタート 3 学期制スタート

3. 設置する学校

精華高等学校 普通科

所在地 〒599-8245 大阪府堺市中区辻之1517番地

4. 生徒数の状況

令和5年5月1日現在（単位：名）

学則定員数	現員数	摘要
1080	758	

5. 役員の概要

令和5年5月1日現在
理事（定員6名、現員5名）
監事（定員2名、現員2名）

理事長（校長）	正川 昌彦（常 勤）	監 事	川西 孝（非常勤）
理 事	杉本 弘子（常 勤）	監 事	祐仙 道保（非常勤）
理 事	二階堂 和幸（常 勤）		
理 事	棕木 邦彦（常 勤）		
理 事	高添 陽一（非常勤）		

6. 評議員の概要

令和5年5月1日現在
評議員（定員15名、現員12名）

二階堂 和幸	・	森脇 雅郎	（左記2名は学校教職員）
池内 美智子	・	中西 学美	（左記2名は本校卒業生）
正川 昌彦	・	杉本 弘子	左記8名は 学識経験者
山田 哲也	・	池上 祥博	
棕木 邦彦	・	高添 陽一	
石井 基司	・	浅井 雅昭	

7. 教職員の概要

令和5年5月1日現在

教 員（教諭・嘱託・講師） 75名 職 員（常勤・非常勤） 21名

II. 事業の概要〔精華高等学校〕

1. 当年度の概要

令和5年度入試において入学者数が大きく減少するという由々しき事態になっております。在籍者数を大きく減らしたことは学園経営にとっても危機的状況の始まりであり、決算理事会にて監事から示された「より一層の努力が必要」「長期的視点からの問題指摘」は高等学校を運営する立場にあるものにとっても、真摯に受け止め、この事態に対応できる具体的な指針を明確にして、前に進む以外に道が無いように思います。入学者数減少の原因は、「少子化」「公立併願校の定員割れ」「社会の経済状況の悪化」「通信制高校の台頭」等が考えられますが、これらの要因はそう容易く解決できるものではなく、現行の運営方針や経営に関する事項を見直し、より一層厳しくなっている私学間の競争に追い付いていくことが重要であります。やはり生徒募集に成功している学校は、中学生やその保護者に注目してもらえ魅力的な環境づくりを第一としており、どこも新校舎建設を急進し、設備面の充実を図っています。本校の古い校舎や設備では、到底対抗できない現状があるように感じます。一方、学校教育に関しては、新コース制度が2年目を迎え、大切な1年になりました。これに関しては、他の私学にないような教育内容を確立し、魅力的なカリキュラムを組むことができています。次年度の入学生をしっかりと確保し、生徒とその保護者に満足していただける教育を推進していきます。一方、令和5年度卒業生の進路状況については、3年生268名の在籍者のうち、1月末の実績では大学111名・短大11名・専門学校87名の進学者があり、就職決定者は14名でした。この結果については、昨年度よりも大学進学者数が幾分か伸びましたが、まだまだ課題とするところが多くあり、中学生とその保護者に選択される私学に成長するためには相当の努力が必要と言えるように感じています。

2. コース別教育の強化

精華高等学校における今年度のコース制度の概要は、旧コースが3年生のみとなり、新コースでの教育が1年生および2年生の2学年になりました。しかしながら、旧コースから新コースへの転換は問題なく推移しているように感じています。学習計画は順調に遂行することが出来ています。

3. 各コースの概要

【旧コース総括】

(1) 特進選抜コース

難関大学への進学を目標として、特別な位置づけで運営されましたが、入学者数が伸びず、残念ながら大きな成果をあげたとはいえませんでした。最終年となったこの一年も特筆できる結果が出ず、精華高校にとって必要不可欠なコースになることが最後まで出来ませんでした。

(2) 特進総合コース

特進選抜コース同様に大学進学を中心としてカリキュラムが組まれていますが、こちらも芳しい結果に結び付くことができませんでした。多様化する生徒の進学ニーズにはある程度応えられたように思いますが、どうしても指定校に頼った大学と専門学校への進学が中心になって、「特別進学」という名称にもかかわらず、生徒が自ら希望進路の実現に向かってチャレンジするような活性化されたコースには成長できませんでした。

(3) IT 総合コース

ここ数年は、専門学校との関係を深め、学校間交流を中心とした教育内容を提供してきました。情報社会に対応すべく、このコースについては、新コースの「i-Tech コース」が内容を充実させて引継ぎ、他校にはない特徴を今後大いに出していく必要があります。

(4) 環境福祉コース

環境分野への興味、福祉分野への関心を社会から得る「実学」中心のコースとして運用しました。近隣の福祉施設やこども園などへの実習活動がその特徴であり、福祉に関する資格の取得などで個人の目標を達成するための努力は、一定の成果になったように思います。教育内容は更に充実させて同名の新コースに引き継いでいます。

(5) スポーツ健康コース

スポーツを競技としてのみとらえるのではなく、深く理念や知識を学習し、自らの人間形成に役立てることと、社会に役立つ人間に成長することを目的として学習活動に励んできましたが、クラブ活動との結びつきが少なく、専門性を追求できなかったように思います。この1年もこのコースの目的意識に欠ける感がありました。

【新コース現状】

(1) ニュースタンダード〔NS〕コース

2年目の年になりましたが、まだ目的意識に欠け、落ち着きのない生徒も多く、日々の教育活動の重要性を認識させられています。それでも2年目の入学生は、幾分か落ち着いた学習ができており、在籍する生徒が飽きないような教育内容を提供できるように工夫を重ねながら、良いコースに成長させていきたいと思っています。

(2) スーパーグローバル〔SG〕コース

2年目の入学者数も7名に止まり、2年生の5名と合わせても12名という少人数のコースになっています。先述した特進選抜コースと同様の結果になってしまわないように運営していく必要がありますが、課題は多いと思われます。教育内容は英語に特化したプログ

ラムが組み立てられており、3年計画を活かして、生徒の成長を促したいと思います。また難関大学への進学が目標に定められているため、結果重視であることも強調していきます。

(3) スポーツ&アート〔SA〕コース

7つの強化クラブに在籍している生徒であるため、目的意識がしっかりしており、順調に教育が進んでいます。火曜日と金曜日の5限6限にクラブ活動を取り入れ、今までにない教育を提供していますが、活動場所や人員の配置などに課題もあり、今後は更に工夫が必要になってきました。学力的にも力のある生徒が多いため、進学指導を計画的に力を入れていく必要があります。

(4) i-Tech〔IT〕コース

時代にマッチした教育内容を提供しています。IT関連の知識や技術はこれからの社会において不可欠であり、期待が持てるコースです。しかし次年度は、3年生の進路選択という重要な課題があるため、生徒がどのような進路を決定できるかをしっかりとした目標設定が必要になってきます。また、中学生にとって魅力のあるコースにしておく必要があります。

(5) 環境福祉〔EW〕コース（1年生）

専願受験者のみで構成されるコースであるため、学びに対する姿勢は悪くありません。他校にない教育内容になっており、生徒が飽きないような学習を提供できています。コロナ禍がほぼ終焉したため、今後さらに視野を広げた取り組みが可能になったように思います。

4. 部活動の状況

府内において、大和川以南でもっともクラブ活動が盛んな学校を目指していますが、まだまだ道のりは遠いように思います。それでも、強化指定クラブの硬式野球部が創部以来初の夏の大会でのシード権を獲得出来（府内ベスト16進出）、同じく剣道部が女子団体戦において府内ベスト8、私学大会ではこちらも初の3位入賞などの実績がでており、卓球部などとともに徐々にではあるが、その成果が発揮されてきました。また文化系のクラブも、特別強化クラブの吹奏楽部を筆頭に、演劇部や女子ダンス部が全国大会やそれに相当する大会を目標に頑張っており、良い兆候が見られ、それなりの実績を上げ、今後に期待が持てます。しかしながら、昨今社会的な話題になっている、学校教員のクラブ指導の在り方はやはり本校においても同様の影響があり、特に若手の教員の中で自らが中心となって真摯にクラブ指導に取り組む人員が少なくなっているように思われます。やはりクラブ活動の活性化のためには、指導者は重要であり、その雇用方法や待遇面の改善は今後考えていく必要がある課題と言えます。

5. 経営力の強化

令和5年度の決算理事会において指摘があったように、財政状況の改善に努める必要があります。収支差額を見る限り、現在は健全な経営状態にあるとは言えず、経営力の強化が第一の課題であると認識しています。また社会状況についても、どの分野も価格が上昇し、さらに経営状況を悪化させているのが現実です。学校経営は、在籍する生徒数が基本になります。落ち込んだ入学者数を少しでも回復させ、安定した状態に戻せるように努力する必要があります。今年度途中に大阪府より、「高等学校授業料の完全無償化」が発表されました。これは私学にとって追い風になると思われますが、高校を選択する保護者にとっては、よりシビアに高校選びが進んでいくとも考えられ、この府の施策に安堵しては、完全に淘汰される存在になる危険性があります。次年度計画には、これらの点を踏まえて経営力の強化を図っていく必要が大いにあります。

6. 施設等の管理と整備

施設等の学校環境については、他の公立校と比較した場合、さほど差異はないように思われます。しかし、他の私学と比較すると圧倒的に差を付けられています。ICT 環境の整備などは本校でも完了していますが、他の私学は、学校を訪問するだけでよい印象をもたれるような校舎が多くなってきており、無条件で受験生の確保に繋がっています。小規模法人には不利な部門ではありますが、学園創立 100 周年を迎えるにあたっては、今後計画的に推進していく必要があると思われまふ。

7. 学校行事

年間を通じて、順調に学校行事に取り組む事が出来ました。生徒の満足感を満たすためには学校行事はとても重要であり、学校教育にとっては欠かすことのできない取り組みです。しかし、この分野にも社会の経済不安の影響が出ており、物価高騰による施設の入場料や交通機関に要する費用が軒並み値上げしており、今後の行事実施場所などへの影響が出てくると思われまふ。特にこれまで本校の名物として長年実施してきた「京セラドーム大阪」での体育祭は今後毎年この場所での開催は困難になってくるように思ひまふ。

生徒の安全管理においては、今年度は特に大きな問題もなく、1 年間の行事を終了したことを報告させていただきます。

9. 生徒の状況

大きな問題もなく 1 年間を終えることができました。しかしながら、途中リタイアや年度末において進級できなかった生徒などはやはり一定数存在しており、課題は残っています。学内における「担任力」に差が生じているように思われ、生徒に寄り添い、最後まで面倒を見るという私学にとって最も重要なことができている教員が存在するように思ひまふ。生徒は先生を選択することはできないため、勤務する全ての教員が責任を持って生徒の面倒を見ていくという教育の基本を再度徹底していく必要があります。「生徒指導面」に関しては、昨今の社会においては、保護者に対しての説明責任、危機管理等の実践が様々な場面で問われる時代であり、すべてのステークホルダーに対して、良好な関係を構築していく必要があります。また、学校教職員の問題行動は、学校の存続自体に大きな影響を与えかねないことを十分に理解したうえで、生徒を向き合うことが必要になっています。日々悩みを抱えた生徒による問題行動や素直でない態度の生徒に対して、指導に苦慮することが多いのが現実ですが、教職員も固定概念を捨て、対応策や指導法などを学習しながら勤務することが必要です。また、自己肯定感の低い生徒が多数在籍しているため、さまざまな経験を与え、成功体験を重ねて成長を促す教育を心掛けていく必要があります。

10. その他

今年度は、令和 6 年度開設予定の新コース「フリーアカデミー (FA) コース」の生徒募集を開始しました。定員は 30 名になっています。令和 6 年度より 6 コース制による教育が始まる予定になっています。

Ⅲ. 財務の概要

財務状況

令和 5 年度の生徒数は昨年度と比べ約 50 名の減少となりました。収入については、これにより、昨年度より収入減となりました。支出については、施設設備関係の工事費、経費関係では、物価の高騰等、財務状況は厳しい結果となりました。

1. 財産目録

令和 6年 3月31日

(単位 円)

科 目	部 門	摘 要	金 額
土地	高校		1,409,471,696
建物	高校		704,378,790
構築物	高校		5,171,662
教育研究用機器備品	高校		32,559,334
管理用機器備品	高校		1,091,402
図書	高校		43,380,950
車両	高校		5,089,921
退職給与引当特定資産	高校		85,297,089
減価償却引当特定資産	高校		50,000,000
電話加入権	高校		425,854
施設利用権	高校		5
現金預金	高校		418,766,037
未収入金	高校		14,958,996
修学旅行費預り資産	高校		21,125,817
預け金	高校		14,470
前払金	高校		1,350,390
資 産 合 計			2,793,082,413

退職給与引当金	高校		85,297,089
長期未払金	高校		2,544,960
未払金	高校		38,479,785
前受金	高校		40,720,000
預り金	高校		10,822,315
修学旅行費預り金	高校		21,125,817
負 債 合 計			198,989,966
差 引 正 味 財 産			2,594,092,447

2. 貸借対照表

令和 6 年 3 月 3 1 日

(単位 円)

	科 目	本年度末	前年度末	増 減
資産の部	固定資産	2,336,866,703	2,391,440,389	△ 54,573,686
	流動資産	456,215,710	491,704,148	△ 35,488,438
	資産の部 合 計	2,793,082,413	2,883,144,537	△ 90,062,124
負債の部	固定負債	87,842,049	91,052,811	△ 3,210,762
	流動負債	111,147,917	98,379,890	12,768,027
	負債の部 合 計	198,989,966	189,432,701	9,557,265
純資産の部	基本金	4,800,075,731	4,782,928,823	17,146,908
	繰越収支差額	△ 2,205,983,284	△ 2,089,216,987	△ 116,766,297
	純資産の部 合 計	2,594,092,447	2,693,711,836	△ 99,619,389
負債及び純資産の部 合 計		2,793,082,413	2,883,144,537	△ 90,062,124

(注記)

1. 重要な会計方針

(1) 引当金の計上基準

徴収不能引当金

授業料の徴収不能に備えるため、期末未収授業料等に対し、徴収不能実績率に基づく徴収不能見込額を計上している。

退職給与引当金

期末要支給額353,375,686円から(公財)大阪府私学総連合会よりの交付金相当額を控除した金額の100%を計上している。

(2) その他の重要な会計方針

預り金その他経過項目に係る収支の表示方法

預り金に係る収入と支出は相殺して表示している。

修学旅行費預り資産及び修学旅行費預り金に係る収入と支出は総額により表示している。

2. 重要な会計方針の変更等

な し

3. 減価償却額の累計額の合計額

2,537,506,117 円

4. 徴収不能引当金の合計額

80,168 円

3. 資金収支計算書

令和 5 年 4 月 1 日

令和 6 年 3 月 3 1 日

収 入 の 部			(単位 円)	
科 目	予 算	決 算	差 異	
学生生徒等納付金収入	333,200,000	333,254,366	△	54,366
手数料収入	13,259,400	13,257,800		1,600
寄付金収入	7,500,000	7,480,500		19,500
補助金収入	392,872,360	410,594,994	△	17,722,634
資産売却収入	0	0		0
付随事業・収益事業収入	7,600,000	7,772,000	△	172,000
受取利息・配当金収入	20,000	9,593		10,407
雑収入	39,140,000	39,854,591	△	714,591
借入金等収入	0	0		0
前受金収入	43,300,000	40,720,000		2,580,000
その他の収入	58,600,000	58,767,441	△	167,441
資金収入調整勘定	△ 50,350,000	△ 50,289,164	△	60,836
前年度繰越支払資金	452,807,774	452,807,774		
収 入 の 部 合 計	1,297,949,534	1,314,229,895	△	16,280,361

支 出 の 部			(単位 円)	
科 目	予 算	決 算	差 異	
人件費支出	630,595,000	629,658,945		936,055
教育研究経費支出	150,250,000	146,594,630		3,655,370
管理経費支出	66,650,000	64,610,081		2,039,919
借入金等利息支出	0	0		0
借入金等返済支出	0	0		0
施設関係支出	6,000,000	5,716,205		283,795
設備関係支出	12,500,000	11,738,880		761,120
資産運用支出	21,101,000	21,127,465	△	26,465
その他の支出	53,500,000	53,443,587		56,413
〔予備費〕	5,000,000			5,000,000
資金支出調整勘定	△ 36,500,000	△ 37,425,935		925,935
翌年度繰越支払資金	388,853,534	418,766,037	△	29,912,503
支 出 の 部 合 計	1,297,949,534	1,314,229,895	△	16,280,361

4. 事業活動収支計算書

令和 5 年 4 月 1 日

令和 6 年 3 月 3 1 日

(単位 円)

科 目			予 算	決 算	差 異
教育活動収支	事業活動収入の部	学生生徒等納付金	333, 200, 000	333, 254, 366	△ 54, 366
		手数料	13, 259, 400	13, 257, 800	1, 600
		寄付金	7, 500, 000	7, 480, 500	19, 500
		経常費等補助金	392, 872, 360	410, 594, 994	△ 17, 722, 634
		付随事業収入	7, 600, 000	7, 772, 000	△ 172, 000
		雑収入	25, 250, 000	25, 963, 172	△ 713, 172
		教育活動収入計 ①	779, 681, 760	798, 322, 832	△ 18, 641, 072
	事業活動支出の部	人件費	615, 996, 000	615, 101, 724	894, 276
		教育研究経費	211, 250, 000	206, 878, 604	4, 371, 396
		管理経費	75, 650, 000	73, 431, 383	2, 218, 617
		徴収不能額等	740, 000	637, 160	102, 840
		教育活動支出計 ②	903, 636, 000	896, 048, 871	7, 587, 129
	教育活動収支差額		△ 123, 954, 240	△ 97, 726, 039	△ 26, 228, 201
科 目			予 算	決 算	差 異
教育活動外収支	事業活動収入の部	受取利息・配当金	20, 000	9, 593	10, 407
		その他の教育活動外収入	0	0	0
		教育活動外収入計 ③	20, 000	9, 593	10, 407
	事業活動支出の部	借入金等利息	0	0	0
		その他の教育活動外支出	0	0	0
		教育活動外支出計 ④	0	0	0
	教育活動外収支差額		20, 000	9, 593	10, 407
経常収支差額		△ 123, 934, 240	△ 97, 716, 446	△ 26, 217, 794	

(単位 円)

科 目			予 算	決 算	差 異
特別収支	事業活動収入の部	資産売却差額	0	0	0
		その他の特別収入	0	0	0
		特別収入計 ⑤	0	0	0
	事業活動支出の部	資産処分差額	1,480,000	1,475,823	4,177
		その他の特別支出	500,000	427,120	72,880
		特別支出計 ⑥	1,980,000	1,902,943	77,057
	特別収支差額		△ 1,980,000	△ 1,902,943	△ 77,057
	〔予備費〕 ⑦		5,000,000		5,000,000
	基本金組入前当年度収支差額		△ 130,914,240	△ 99,619,389	△ 31,294,851
基本金組入額合計		△ 21,000,000	△ 17,146,908	△ 3,853,092	
当年度収支差額		△ 151,914,240	△ 116,766,297	△ 35,147,943	
前年度繰越収支差額		△ 2,089,216,987	△ 2,089,216,987	0	
基本金取崩額		0	0	0	
翌年度繰越収支差額		△ 2,241,131,227	△ 2,205,983,284	△ 35,147,943	

(参考)

事業活動収入計 (①+③+⑤)	779,701,760	798,332,425	△ 18,630,665
事業活動支出計 (②+④+⑥+⑦)	910,616,000	897,951,814	12,664,186

監 査 報 告 書

学校法人 精 華 学 園
理事会 ・ 評議員会 御中

令和 6 年 5 月 10 日

監 事 祐 仙 道 保 印

監 事 飯 銅 健 一 印

私達は、令和5年度（自令和5年4月1日 至令和6年3月31日）会計年度における会計及び業務の監査を行い、次のとおり報告する。

1. 監査概要の手続

(1) 会計監査について

帳簿並びに関係書類の閲覧等必要と思われる監査手続を用いて、計算書類の正確性を検討した。

(2) 業務監査について

理事会及びその他の会議に出席し、理事から業務報告を聴取し、関係書類閲覧等必要と思われる監査手続を用いて業務執行の妥当性を検討した。

2. 監査意見

(1) 収支計算書、貸借対照表及び財産目録の数値は、当然会計帳簿の記載金額と一致し、法人の収支状況及び財政状況を正しく示していると認める。

(2) 理事の業務執行の状況について監査を行った結果、不正行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実はないと認める。

以 上

令和6年度 理事（5名）・監事（2名）

役 員	氏 名
理事長	正川 昌彦
理 事	正川 昌彦
理 事	二階堂 和幸
理 事	棕木 邦彦
理 事	杉本 弘子
理 事	高添 陽一
監 事	祐仙 道保
監 事	飯銅 健一

令和6年度 評 議 員 （11名）

評 議 員	氏 名
評議員	二階堂 和幸
評議員	森脇 雅郎
評議員	池内 美智子
評議員	中西 学美
評議員	池上 祥博
評議員	正川 昌彦
評議員	杉本 弘子
評議員	棕木 邦彦
評議員	石井 基司
評議員	浅井 雅昭
評議員	高添 陽一

学校法人精華学園の役員及び評議員の報酬等に関する規程

学校法人精華学園寄附行為に定める役員及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬等については、次のとおりとする。

第1条 役員等の報酬等については、次表のとおりとする。

区 分	報 酬 等	備 考
理事長	月額 750,000円	常勤である場合
理事・校長	月額 550,000円	常勤職員の給与規程の適用を受ける者はいずれか多い方の額を支給する。
常勤理事	月額 250,000円	
非常勤理事 及び監事	日額 15,000円 交通費 3,000円	出席日ごとに支給する。但し、常勤職員に対しては、支給しない。
評議員	日額 10,000円 交通費 3,000円	

第2条 理事長、理事・校長及び常勤理事の通勤手当及び期末手当については、常勤職員の給与規程を準用して支給する。

2 理事長、理事・校長及び常勤理事の役職手当については、理事会で審議し、理事長が定める。

3 非常勤理事長については、別途定める。

第3条 役員等の退職金については、次表のとおり定める。

区分	退職金支給割合	備 考
役員	50,000円×在職年数	常勤職員の給与規程の適用を受ける者は、その規程によって支給する。又、職務に異動があった場合は、それぞれの期間で計算する。
評議員	30,000円×在職年数	

2 在職年数については、この規程の施行の前日までの期間は、算入しない。又、1年未満の端数がある時は、7か月以上は、1年として計算する。

3 第1項に規定する退職金の支給については、退職時に行う。

第4条 退職功労金について、特に必要な場合は、この規程施行前の期間も考慮して、理事会で審議し、理事長が定める。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年3月29日から施行する。

この規程は、平成21年12月9日から施行する。

別 紙

報酬等に関する規程第2条第2項に定める理事長、理事・校長及び
常勤理事の役職手当

区 分	役職手当(月額)	備 考
理 事 長	60,000円	権限と責任に見合う役職手当を支給する。
理事・校長	50,000円	従前から常勤職員の給与規程に基づき 役職手当(50,000円)が支給されている。
常勤理事	15,000円	当該報酬規程が制定される以前には、常勤職 員の給与規程に基づき一部役職手当が支給 されていた例がある。

備 考

・平成24年3月14日理事会承認、平成24年度から施行

寄 附 行 為

学校法人 精華学園

学校法人精華学園寄附行為

第一章 総 則

(名 称)

第一条 この法人は、学校法人精華学園と称する。

(事務所)

第二条 この法人は、事務所を大阪府堺市中区辻之 1 5 1 7 番地に置く。

第二章 目的及び事業

(目 的)

第三条 この法人は、教育基本法及び学校教育法に従い、学校教育を行い、社会に有為な人材を育成することを目的とする。

(設置する学校)

第四条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる学校を設置する。

- 一 精華高等学校 全日制課程 普通科

第三章 役員及び理事会

(役 員)

第五条 この法人に、次の役員を置く。

- 一 理事 六人
- 二 監事 二人

- 2 理事のうち一名を理事長とし、理事総数の過半数の議決により選任する。理事長の職を解任するときも、同様とする。

(理事の選任)

第六条 理事は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 校長
- 二 評議員のうちから評議員会において選任した者 二人
- 三 学識経験者のうち理事会において選任した者 三人

- 2 前項第一号及び第二号の理事は、校長又は評議員の職を退いたときは、理事の職を失うものとする。

(監事の選任)

第七条 監事は、この法人の理事、職員（校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。）評議員又は役員の配偶者若しくは三親等以内の親族以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

- 2 前項の選任に当たっては、監事の独立性を確保し、かつ、利益相反を適切に防止することができる者を選任するものとする。

(役員任期)

第八条 役員（第六条第一項第一号に掲げる理事を除く。以下この条において同じ。）の任期は、四年とする。ただし、補欠の役員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、任期満了の後でも、後任の役員が選任されるまでは、なお、その職務（理事長にあっては、その職務を含む。）を行う。

(役員補充)

第九条 理事又は監事のうち、その定数の五分之一をこえる者が欠けたときは、一月以内に補充しなければならない。

(役員解任及び退任)

第十条 役員が、次の各号の一に該当するに至ったときは、理事総数の四分の三以上出席した理事会において、理事総数の四分の三以上の議決及び評議員会の議決により、これを解任することができる。

一 法令の規定又はこの寄附行為に著しく違反したとき。

二 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。

三 職務上の義務に著しく違反したとき。

四 役員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 役員は次の事由によって退任する。

一 任期の満了。

二 辞任。

三 死亡。

四 私立学校法第38条第8項第1号又は第2号に掲げる事由に該当するに至ったとき。

(理事長職務)

第十一条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

(理事の代表権の制限)

第十二条 理事長以外の理事は、この法人の業務について、この法人を代表しない。

(理事長職務の代理等)

第十三条 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(監事の職務)

第十四条 監事は、次の各号に掲げる職務を行う。

一 この法人の業務を監査すること。

二 この法人の財産の状況を監査すること。

三 この法人の理事の業務執行の状況を監査すること。

四 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

五 第一号から第三号までの規定による監査の結果、この法人の業務若しくは財産又は理事の業務執行に関し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを大阪府知事に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

六 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して理事会及び評議員会の招集を請求すること。

七 この法人の業務若しくは財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

2 前項第六号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会又は評議員会の日とする理事会又は評議員会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした監事は、理事会又は評議員会を招集することができる。

3 監事は、理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは寄附行為に違反する行為をし、又はこれらの行為をするおそれがある場合において、当該行為によってこの法人に著しい損害が生ずるおそれがあるときは、当該理事に対し、当該行為をやめることを請求することができる。

(理事会)

第十五条 この法人に理事をもって組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。

4 理事長は、理事総数の三分の二以上の理事から会議に付議すべき事項を示して理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から七日以内に、これを招集しなければならない。

5 理事会を招集するには、各理事に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を書面により通知しなければならない。

6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合はこの限りでない。

7 理事会に議長を置き、理事長をもって充てる。

8 理事長が第四項の規定による招集をしない場合には、招集を請求した理事全員が連名で理事会を招集することができる。

9 前条第2項及び前項の規定に基づき理事会を招集した場合における理事会の議長は、出席理事の互選によって定める。

10 理事会は、この寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、理事総数の過半数の理事が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。ただし、第十二項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。

11 前項の場合において、理事会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。

12 理事会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

13 理事会の議事について、特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることはできない。

(業務の決定の委任)

第十六条 法令及びこの寄附行為の規定により評議員会に付議しなければならない事項その他この法人の業務に関する重要事項以外の決定であって、あらかじめ理事会において定めたものについては、理事会において指名した理事に委任することができる。

(議事録)

第十七条 議長は、理事会の開催の場所及び日時並びに議決事項及びその他の事項について、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから互選された理事2人以上が署名押印し、常にこれを事務所に備えて置かなければならない。

- 3 利益相互取引に関する承認の決議については、理事それぞれの意思を議事録に記載しなければならない。

第四章 評議員会及び評議員

(評議員会)

第十八条 この法人に、評議員会を置く。

- 2 評議員会は、十五人の評議員をもって組織する。
- 3 評議員会は、理事長が招集する。
- 4 理事長は、評議員総数の三分の一以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から二十日以内に、これを招集しなければならない。
- 5 評議員会を招集するには、各評議員に対して、会議開催の場所及び日時並びに会議に付議すべき事項を、書面により通知しなければならない。
- 6 前項の通知は、会議の七日前までに発しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。
- 7 評議員会に議長を置き、議長は、評議員のうちから評議員会において選任する。
- 8 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ、その会議を開き、議決をすることができない。ただし、第12項の規定による除斥のため過半数に達しないときは、この限りではない。
- 9 前項の場合において、評議員会に付議される事項につき書面をもって、あらかじめ意思を表示した者は、出席者とみなす。
- 10 評議員会の議事は、法令及びこの寄附行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席した評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 11 議長は、評議員として議決に加わることができない。
- 12 評議員会の議事について特別の利害関係を有する評議員は、議決に加わることができない。

(議事録)

第十九条 第十七条第1項及び第2項の規定は、評議員会の議事録について準用する。この場合において、同条第2項中「理事のうちから互選された理事」とあるのは、「評議員のうちから互選された評議員」と読み替えるものとする。

(諮問事項)

第二十条 次の各号に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ評議員会の意見を聴かなければならない。

- 一 予算及び事業計画
- 二 借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）及び基本財産の処分並びに運用財産中の不動産及び積立金の処分
- 三 役員に対する報酬等（報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当をいう。以下同じ。）の支給の基準
- 四 寄附行為の変更
- 五 合併
- 六 目的たる事業の成功の不能による解散
- 七 寄附金品の募集に関する事項
- 八 その他この法人の業務に関する重要事項で理事会において必要と認めるもの

(評議員会の意見具申等)

第二十一条 評議員会は、この法人の業務若しくは財産の状況又は役員の業務執行の状況について、役員に対して意見を述べ、若しくはその諮問に答え、又は役員から報告を徴することができる。

(評議員の選任)

第二十二条 評議員は、次の各号に掲げる者とする。

- 一 この法人の職員で理事会において推薦された者のうちから、評議員会において選任した者 二人
- 二 この法人の設置する学校を卒業した者で年齢二十五年以上のものうちから、理事会において選任した者 二人
- 三 学識経験者のうちから、理事会において選任した者 十一人

2 前項第一号に規定する評議員は、この法人の職員の地位を退いたときは評議員の職を失うものとする。

(任期)

第二十三条 評議員の任期は、四年とする。ただし、補欠の評議員の任期は、前任者の残任期間とすることができる。

2 評議員は、再任されることができる。

(評議員の解任及び退任)

第二十四条 評議員が次の各号の一に該当するに至ったときは、評議員総数の三分の二以上の議決により、これを解任することができる。

- 一 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき。
- 二 評議員たるにふさわしくない重大な非行があったとき。

2 評議員は次の事由によって退任する。

- 一 任期の満了。
- 二 辞任。
- 三 死亡。

第五章 資産及び会計

(資産)

第二十五条 この法人の資産は、財産目録記載のとおりとする。

(資産の区分)

第二十六条 この法人の資産は、これを分けて基本財産及び運用財産とする。

- 2 基本財産は、この法人の設置する学校に必要な施設及び設備又はこれらに要する資金とし、財産目録中基本財産の部に記載する財産及び将来基本財産に編入された財産とする。
- 3 運用財産は、この法人の設置する学校の経営に必要な財産とし、財産目録中運用財産の部に記載する財産及び将来運用財産に編入された財産とする。
- 4 寄附金品については、寄附者の指定がある場合には、その指定に従って基本財産又は運用財産に編入する。

(基本財産の処分の制限)

第二十七条 基本財産は、これを処分してはならない。ただし、この法人の事業の遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て、その一部に限り処分することができる。

(積立金の保管)

第二十八条 基本財産及び運用財産中の積立金は、確実な有価証券を購入し、又は確実な信託銀行に信託し、又は確実な銀行に定期預金とし、若しくは定額郵便貯金として理事長が保管する。

(経費の支弁)

第二十九条 この法人の設置する学校の経営に要する費用は、基本財産並びに運用財産中の不動産及び積立金から生ずる果実、授業料収入、入学金収入、検定料収入その他の運用財産をもって支弁する。

(会計)

第三十条 この法人の会計は、学校法人会計基準により行う。

(予算及び事業計画)

第三十一条 この法人の予算及び事業計画は、毎会計年度開始前に、理事長が編成し、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得なければならない。これに重要な変更を加えようとするときも、同様とする。

(予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄)

第三十二条 予算をもって定めるものを除くほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決がなければならない。借入金（当該会計年度内の収入をもって償還する一時の借入金を除く。）についても、同様とする。

(決算及び実績の報告)

第三十三条 この法人の決算は、毎会計年度終了後二月以内に作成し、監事の意見を求めるものとする。

2 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第三十四条 この法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいう。）を作成しなければならない。

2 この法人は前項の書類、監査報告書、役員に対する報酬等の支給の基準及び寄附行為(以下この項において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、請求があった場合(役員等名簿及び寄附行為以外の財産目録等にあつては、この法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があった場合に限る。)には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、この法人は、役員等名簿について同項の請求があった場合には、役員等名簿に記載された事項中、個人の住所に係る記載の部分を除外して、同項の閲覧をさせることができる。

(役員の報酬)

第三十五条 役員に対して、別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(資産総額の変更登記)

第三十六条 この法人の資産総額の変更は、毎会計年度末の現在により、会計年度終了後三月以内に登記しなければならない。

(会計年度)

第三十七条 この法人の会計年度は、四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終るものとする。

第六章 解散及び合併

(解散)

第三十八条 この法人は、次の各号に掲げる事由によって解散する。

- 一 理事会における理事総数の三分の二以上の議決及び評議員会の議決
- 二 この法人の目的たる事業の成功の不能となった場合で、理事会における出席した理事の三分の二以上の議決
- 三 合併
- 四 破産
- 五 大阪府知事の解散命令

2 前項第一号に掲げる事由による解散にあつては大阪府知事の認可を、同項第二号に掲げる事由による解散にあつては大阪府知事の認定を受けなければならない。

(残余財産の帰属者)

第三十九条 この法人が解散した場合（合併又は破産によって解散した場合を除く。）における残余財産は、解散のときにおける理事会において出席した理事の三分の二以上の議決により選定した学校法人又は教育の事業を行う公益社団法人若しくは公益財団法人に帰属する。

(合併)

第四十条 この法人が合併しようとするときは、理事会において理事総数の三分の二以上の議決を得て大阪府知事の認可を受けなければならない。

第七章 寄附行為の変更

(寄附行為の変更)

第四十一条 この寄附行為を変更しようとするときは、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、大阪府知事の認可を受けなければならない。

2 私立学校法施行規則に定める届出事項については、前項の規定にかかわらず、理事会において出席した理事の三分の二以上の議決を得て、大阪府知事に届け出なければならない。

第八章 補 則

(書類及び帳簿の備付)

第四十二条 この法人は、第三十四条第二項の書類のほか、次の各号に掲げる書類及び帳簿を、常に事務所に備えて置かなければならない。

- 一 役員及び評議員の履歴書
- 二 収入及び支出に関する帳簿及び証ひょう書類
- 三 その他必要な書類及び帳簿

(公告の方法)

第四十三条 この法人の公告は、精華学園の掲示場に掲示して行う。

(施行細則)

第四十四条 この寄附行為の施行についての細則その他この法人及びこの法人の設置する学校の管理及び運営に関し必要な事項は、理事会が定める。

(責任の免除)

第四十五条 役員が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がなく、その原因や職務執行状況などの事情を勘案して特に必要と認める場合には、役員が賠償の責任を負う額から私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額を控除して得た額を限度として理事会の議決によって免除することができる。

(責任限定契約)

第四十六条 理事（理事長、業務を執行したその他の理事又はこの法人の職員でないものに限る。）又は監事（以下この条において「非業務執行理事等」という。）が任務を怠ったことによって生じた損害についてこの法人に対し賠償する責任は、当該非業務執行理事等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、金10万円以上であらかじめ定めた額と私立学校法において準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律の規定に基づく最低責任限度額とのいずれか高い額を限度とする旨の契約を非業務執行理事等と締結することができる。

附 則 この寄附行為は、大阪府知事の認可の日から施行する。

平成八年四月一日から施行する。

附 則 この寄附行為は、大阪府知事の認可の日から施行する。

平成十一年四月一日から施行する。

附 則 この寄附行為は、大阪府知事の認可の日から施行する。

平成十七年四月一日から施行する。ただし、この寄附行為の施行の際、現に役員及び評議員である者の任期については、第八条第一項の規定及び第二十三条第一項の規定にかかわらず、なお従前の五年とする。

附 則 この寄附行為は、平成十八年四月一日から施行する。

附 則 この寄附行為は、大阪府教育長の認可の日から施行する。

平成二十九年五月二十二日から施行する。（第三十五条一部改正）

附 則 この寄附行為は、令和二年四月一日から施行する。